

平成 29 年 9 月 21 日

水銀廃棄物の規制措置に伴う「産業廃棄物処理委託契約書の手引」の追補のお知らせ

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

水銀廃棄物に係る規制として、平成 29 年 10 月 1 日より、「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」に対する規制措置が開始されます。この規制措置に伴い、当連合会発行の「産業廃棄物処理委託契約書の手引（平成 28 年 3 月）」に掲載している委託契約書標準様式の一部を下記のとおりとします。

1. 委託契約書標準様式の改定項目

- ・標準様式 1 産業廃棄物収集・運搬委託契約書：第 3 条第 1 項 カ
- ・標準様式 2 産業廃棄物処分委託契約書：第 3 条第 1 項 カ
- ・標準様式 3 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書：第 3 条第 1 項 カ
- ・標準様式 4 産業廃棄物処理委託契約書：「適正処理に必要な情報」の記載欄

2. 改定内容

①標準様式 1～標準様式 3 の一部改定（平成 29 年 10 月 1 日から。下線部が改定箇所）

○改定条文

第 3 条第 1 項 カ 石綿含有産業廃棄物、特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

（参考）現行条文

第 3 条第 1 項 カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

②標準様式 4 の「適正処理に必要な情報」の記載欄の改定（平成 29 年 10 月 1 日から）

○改定の内容

産業廃棄物処理委託契約約款第 3 条第 1 項に基づく委託業務の内容（4）の「適正処理に必要な情報」の記載欄の記載項目の中に次の 2 項目を追加する。

水銀使用製品産廃の有無

水銀含有ばいじん等の有無

令和元年 10 月 16 日

工業標準化法の改正に伴う「産業廃棄物処理委託契約書の手引」の追補のお知らせ

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

令和元年 7 月 1 日より、日本における標準化活動の基盤となっている「工業標準化法」が「産業標準化法」に改正され、「日本工業規格 (JIS)」は「日本**産業**規格 (JIS)」に変わりました。

この変更に伴い、当連合会発行の「産業廃棄物処理委託契約書の手引 (平成 28 年 3 月)」に関する下記の箇所を読み替えてください。

- ・標準様式 1 産業廃棄物収集・運搬委託契約書：第 3 条第 1 項 オ (P6)
- ・標準様式 2 産業廃棄物処分委託契約書：第 3 条第 1 項 オ (P12)
- ・標準様式 3 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書：第 3 条第 1 項 オ (P18)
- ・4-5. 委託契約書の法定記載事項：表 1 ⑤ エ (P31)
- ・4-5. 委託契約書の法定記載事項：⑤ (P33)
- ・5. 委託契約書の記載例 標準様式 1 産業廃棄物収集・運搬委託契約書：第 3 条第 1 項 オ (P44)
- ・5. 委託契約書の記載例 標準様式 2 産業廃棄物処分委託契約書：第 3 条第 1 項 オ (P49)
- ・6. 廃棄物処理法における委託契約の基礎知識：6-1 (1) ② (P52)
- ・6. 廃棄物処理法における委託契約の基礎知識：6-1 (2) ⑥ (P53)